

一般社団法人 投資信託協会

アドバイザリー委員会

「資産運用立国」の実現に向けた
資産運用業等の抜本的な改革への対応に係る
投資信託協会としての基本的な考え方
(中間報告)

2023年10月

I. 質問

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太方針 2023）（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）における資産運用業等の抜本的な改革への対応に係る事項
- ✓ 骨太方針 2023において、「資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する」ことが示された
- ✓ 「貯蓄から資産形成」が着実に推し進められる中、資産運用業等が専門性と透明性を向上させ、投資家から更なる尊敬と信頼を得ることが求められており、金融庁「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」も踏まえつつ、資産運用業等の抜本的な改革への対応に係る投資信託協会としての基本的な考え方をまとめた

II. 中間報告

1. 問題意識（検討課題）

（1）国民の資産形成

- 我が国の家計金融資産 2,115 兆円は、半分以上が現預金で保有され、その割合は欧米諸国に比べて大きい。
- 一方で、投資信託への投資は、NISA やつみたて NISA の導入後、若年層の利用が急拡大し、新規投資が増えている。
- また、家計の資金が企業の成長投資の原資となれば、企業の成長が促進され、企業価値が向上する。企業価値が拡大すれば、家計の金融資産所得は更に拡大し、「成長と資産所得の好循環」が実現する。
- 投資しやすい環境の整備により、家計の資産形成が更に促進され、金融資産所得の拡大を期待することができる。

（2）資産運用業の高度化

- 家計が安心して資産形成に取り組むには、資産運用会社は国民から信頼される存在でなければならない。
- 家計や個人が資産運用業を信頼し、投資信託などを通じて金融資産の運用と管理を託すには、資産運用会社が専門性と透明性を高め、顧客の最善の利益を図ることを具体的な施策と併せて広く国民に示し、理解を得ることが重要である。

（ご参考）

「投資信託及び投資法人に関する法律」第一条（目的）

この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(ご参考)

一般社団法人 投資信託協会と一般社団法人 日本投資顧問業協会は、両協会の理事会にて「資産運用業宣言 2020」を採択し、公表しています。

資産運用業宣言 2020

～ わたしたちは皆さまとともに、資産と社会の未来を創ります～
“ 投資は未来を創るもの, **Invest for a Brighter Future** ”

【社会的使命】

資産運用会社の使命は、皆さまの安定的な資産形成に向けて最善を尽くすと共に、そのための投資活動を通じて社会課題の解決を図り、皆さまの豊かな暮らしと持続可能な社会の実現に貢献することです。

【目指すべき姿】

《専門性と創造性の追求》

最良の運用成果と付加価値の高いサービスを提供するために、皆さまから大切な資産の運用を託されていることを役職員ひとり一人がしっかりと自覚し、その責任と誇りを持ち、常に高い専門性と多様な創造性を追求します。

《顧客利益の最優先》

皆さまの資産の長期的利益を最優先することは、運用を託される我々資産運用業の拠って立つところであり、その徹底のために様々な取り組みを常に追い求め、皆さまからのご期待にお応えします。

《責任ある投資活動》

専門的な調査活動や投資先の企業などとの積極的な対話といった責任ある投資活動を通じ、運用資産の価値向上を図り、豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。

《信認の獲得》

運用哲学をはじめ自らの強みを明らかにし、切磋琢磨しながら、運用力や提供する商品・サービスの更なる向上を図ることで、今まで以上に皆さまにご信認いただき、より多くの資産の運用を託されることを目指します。

2. 「資産運用立国」の実現に向けた資産運用業等の抜本的な改革への対応に係る投資信託協会としての基本的な考え方

2-1 はじめに

- 政府は新しい資本主義の実現に向け、国民の「資産所得倍増プラン」を掲げ、2024年1月からNISA制度を拡充・恒久化するなど、国民の資産形成を促す抜本的な改革を行った。同時に、成長資金の供給を通じて企業の成長、経済の活性化を促進し、成長の果実を国民に還元して好循環を作る政策を進めている。
- また、2023年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太方針2023）では、2,000兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現することが明記され、そのための重要な方策として、資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定することが記された。
- 「資産所得倍増と成長の好循環」の実現には、投資によって国民の資産所得を増やしつつ経済成長を促していく必要がある。家計金融資産に占める現預金の割合が過半を占め、株式・債券・投資信託等の割合が低い水準にある中、国民の投資による資産形成を促していくためには、資産運用業に関わる様々な主体が協力・連携し、インベストメント・チェーン全体として、より良いサービスの提供に向け、これまでよりも活発に動いていくことが求められている。
- 資産運用業等を取り巻く環境が大きく変化する中、国民の資産形成と資本市場において、投資信託及び投資法人（以下「投資信託等」）が果たすべき役割は大きくなっている。それと同時に、家計における自助での資産形成の重要性は徐々に浸透してきており、資産運用会社に対する期待もこれまでになく高まっている。
- 資産運用業等に携わるすべての主体は、今まさに変革を求められている。そして、資産運用会社は、その中心にあって、この変革をリードしていく必要がある。

2-2 投資信託協会としての基本的な考え方

- 政府が掲げる「資産運用立国」の実現に向けて、「国民の資産形成のための投資信託等の改革」（以下「投資信託等の改革」）および「運用力の向上のための資産運用業等の改革」（以下「資産運用業等の改革」）を進める。
- 投資信託等の改革を通じて、国民が安心して資産形成に取り組める環境を整備し、資産形成の更なる促進に貢献する。加えて、家計の金融資産所得を増やすだけでなく、企業の成長を支えるリスクマネーの円滑な供給にも努めていく。
- 資産運用会社が国民から更に信頼される存在となることを目指し、資産運用業等の改革を通じて、インベストメント・チェーンにおける資産運用会社の役割や責任を全うしていく。
- 改革は、現行の法令諸規則等や資産運用業等の慣例にとらわれずに、資産運用会社の主体的な創意工夫を引き出し、投資家や受益者の利益を第一に考えて行う。
- 資産運用会社として、経営の透明性を確保するためのチェック機能や開示などの充実を通じ、顧客の最善の利益を考えた運営のために求められる体制の向上を図る。
- 資産運用会社が、国民をはじめとするステークホルダーとの社会的信頼を高めていくためには、改革に係る取組みの透明性を高めることが重要であり、より分かりやすく効果的な取組状況の発信に努める。

2-3 「資産運用立国」を実現するための改革

(1) 投資信託等の改革

① プロダクトガバナンスの推進

- ・ 資産運用会社は、顧客利益を最優先として商品・サービスを提供すべくプロダクトガバナンスの強化を進め、国民が安心して資産形成に取り組める環境を整備する。
- ・ 運用パフォーマンスのモニタリングなどにより商品品質の維持・向上を図り、改善に向けた対応が困難と考えられる商品は償還等を行うなど、常に顧客本位の観点で商品の組成・提供を行う。

② 投資資産の多様化

- ・ 国民の資産形成に適した商品を組成し、多様化するニーズに応える商品をラインアップするとともに、家計からの長期のリスクマネーを成長分野や課題解決に取り組む企業等に供給することで、社会や経済の好循環を構築する。

③ DC・iDeCo の改革

- ・ 資産所得倍増プランの実現のため、新NISAの啓発普及に全力をあげて取り組むと共に、確定拠出型企業年金(DC)とiDeCoの改革に向けた取組みを推進し、資本市場に国民の老後のための資金が投資信託等により安定的に供給される仕組みを構築・強化する。

④ 金融経済教育の充実

- ・ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融リテラシー向上に向け、低年齢からお金や金融商品を理解する力を育てる金融経済教育の充実に貢献する。

(2) 資産運用業等の改革

① 資産運用会社の多様化の推進

- 国内外からの新規参入等による資産運用会社の多様化を進め、資産運用会社間の公正かつ自由な競争の促進により、運用力の向上や商品・サービスの充実などを図り、投資家がさまざまな商品の中から資産形成のニーズに合った商品を選択することができる環境を整える。

② 運用人材の育成と国内外からの人材獲得

- 資産運用会社として、顧客の最善の利益を考えた運営のために求められる体制の向上を図る。また、商品性に応じた運用パフォーマンスの達成を持続していくためには、運用力を高める弛まぬ努力が不可欠であり、運用に携わる専門人材（ファンドマネジャーなど）には深い専門知識や高度な判断能力が求められる。資産運用会社等における計画的なプロフェッショナルの強化・育成とともに、国内外から優秀な人材を獲得し、長期的な雇用を維持できるようとする。

③ 資産運用の高度化と効率的な業務運営の実現

- 資産運用会社が、中長期にわたって持続可能な運用成果を上げるためにには運用へのリソース投入が必要である一方で、商品品質の維持・向上を可能とするためには、運用以外の分野においても適切に事務を行うことが必要である。比較的低報酬率の商品への資金流入が続き、その残高が増大することが世界的な流れとなっていることから、運営コストの効率化が課題である。デジタル技術などの活用に加え、各資産運用会社で重複して行っている業務の集約・一元化や我が国独自のビジネス慣行の見直しなどを通じ、より資産運用会社が運用に集中できるよう効率的な資産運用体制の構築を進める。

④ スチュワードシップ活動の実質化

- インベストメント・チェーンの好循環を機能させていくためには、資産運用会社やアセットオーナーなどの機関投資家によるスチュワードシップ活動が、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くよう意識して行われることが重要である。責任ある機関投資家として適切にスチュワードシップ責任を果たすため、スチュワードシップ活動の実質化に取り組む。

2-4 基本的な考え方の実現のための施策等

(以下の施策等の詳細は、別紙を参照)

■国民の資産形成のための投資信託等の改革

- ・ 重大な投資信託約款の変更に関する基準を適正化、明確化し、より顧客本位の商品提供を可能とすること
- ・ 欧米の類似のファンドの例を参考に、投資家に対して新しい投資機会を提供することを可能とする観点から、投資信託等の主たる投資対象資産の追加等を検討すること
- ・ 投資信託や投資法人において種類受益権、種類投資口の発行を可能とする、私募投資信託について金銭信託原則の例外とする範囲を拡大するなど、ファンド・スキームの多様化を促進すること

■運用力の向上のための資産運用業等の改革

- ・ 基準価額の一者計算を促進するため、算出業務の責任主体の法令上の位置づけを明確化し、算出業務の責任範囲・事象の明確化、マテリアリティ・ルールの法定化などを措置すること
- ・ 資産運用業者について、投資運用業務以外の業務の外部委託を適切に行うことを可能とすること
- ・ 投資信託の設定、解約等のデータの集中管理機関を創設すること

■その他事項

以上

「資産運用立国」の実現に向けた
資産運用業等の抜本的な改革への対応に係る
投資信託協会としての基本的な考え方
(中間報告)

別紙

アドバイザリー委員会



一般社団法人
投資信託協会

2-4 基本的な考え方の実現のための施策等

■国民の資産形成のための投資信託等の改革

- 重大な投資信託約款の変更に関する基準を適正化、明確化し、より顧客本位の商品提供を可能とすること …P.3
- 欧米の類似のファンドの例を参考に、投資家に対して新しい投資機会を提供することを可能とする観点から、投資信託等の主たる投資対象資産の追加等を検討すること …P.4
- 投資信託や投資法人において種類受益権、種類投資口の発行を可能とする、私募投資信託について金銭信託原則の例外とする範囲を拡大するなど、ファンド・スキームの多様化を促進すること …P.7

■運用力の向上のための資産運用業等の改革

- 基準価額の一者計算を促進するため、算出業務の責任主体の法令上の位置づけを明確化し、算出業務の責任範囲・事象の明確化、マテリアリティ・ルールの法定化などを措置すること …P.8
- 資産運用業者について、投資運用業務以外の業務の外部委託を適切に行うことを可能とすること …P.11
- 投資信託の設定、解約等のデータの集中管理機関を創設すること …P.13

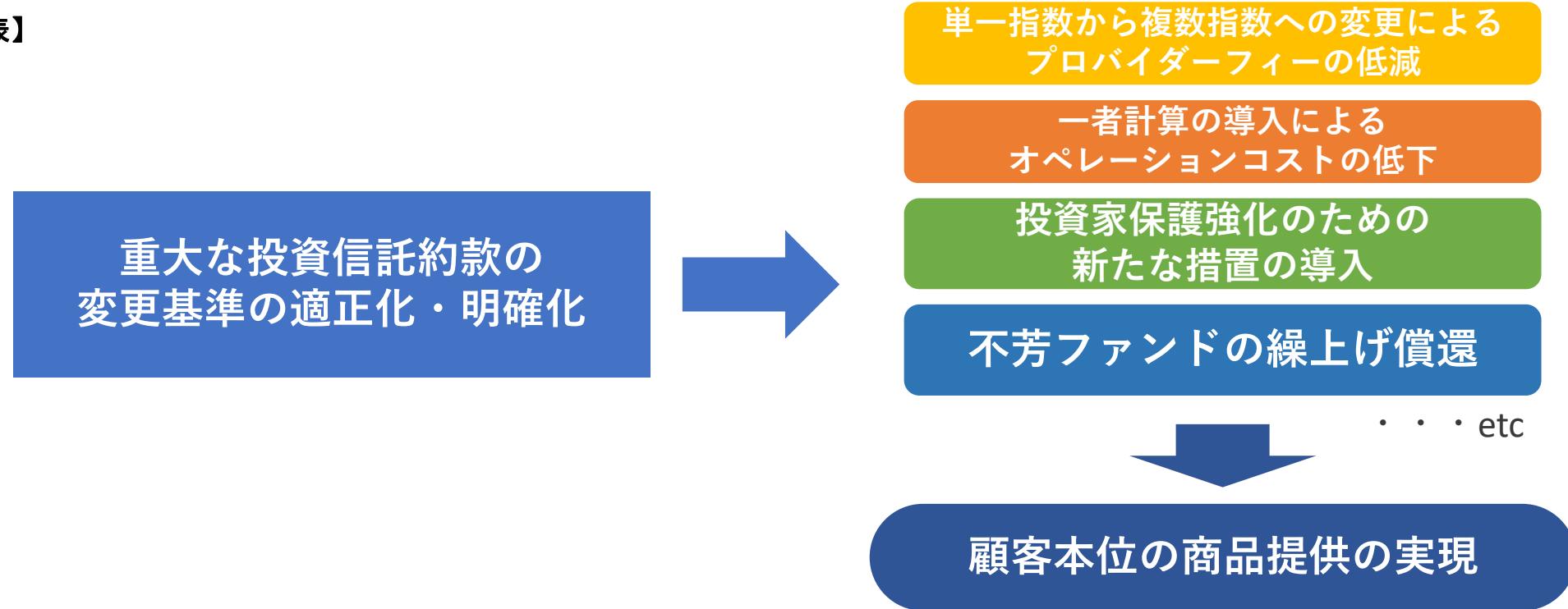
■その他事項

…P.14

重大な投資信託約款の変更に関する基準を適正化、明確化し、より顧客本位の商品提供を可能とすること

重大な投資信託約款の変更に関する基準の適正化、明確化をすることにより、不芳ファンドの繰上げ償還や新たに投資家保護を向上させる観点から措置される制度の導入などを容易にし、より顧客本位の商品提供を可能とすること。

【図表】



【根拠法令等】

(投資信託約款の変更等)

第十七条 投資信託委託会社は、前条各号に掲げる場合（同条第一号に掲げる場合にあつてはその**変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合**に限り、同条第二号に掲げる場合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。）には、次に掲げる事項を定め、書面による決議を行わなければならない。

欧米の類似のファンドの例を参考に、投資家に対して新しい投資機会を提供することを可能とする観点から、投資信託等の主たる投資対象資産の追加等を検討すること

投資信託等の主たる投資対象資産に、例えば排出権などの新たな資産クラスや欧米において投資対象とされている資産等の中から、日本においても投資家に投資機会を提供することが望ましいと考えられる資産の追加等について検討すること。

【図表】

新しい投資機会の提供の実現

投資信託



新たな特定資産の追加



多様な
投資機会の提供

【参考】米国とUCITSの投資対象資産の範囲(※『Investment Company Act of 1940』及び『UCITS Directive』の該当箇所を本会でご参考までに仮訳したものとなります)

米国



第2条(a)項36号：証券の定義

「証券」とは、ノート、株式、金庫株、証券先物、担保付社債、無担保社債、債務証書、利益分配契約における権利もしくは参加を表示する証書、信託担保証券付証書、会社設立前発行証書または設立前応募権、譲渡可能持分、投資契約、議決権信託証書、証券預託証書、石油・ガスその他の鉱業権の非分割部分権、証券（預金証書を含む）または証券グループもしくは証券指数（それらに対する権利、それらの価値に基づく権利を含む）に関するプット・コール・ストラブル・オプションもしくは特権、外国通貨に関して国法証券取引所で取引されるプット・コール・ストラブル・オプションもしくは特権、一般に「証券」とされている全ての権利、上記のいずれかのものにおける権利または参加を表章する証書、それらに対する仮証書、仮領収書、仮保証契約書、もしくはそれに応募もししくはそれらを買取るための買取権証書もしくは引受権証書をいう。

UCITS



第50条1項：具体的投資対象

- (a)Directive 2004/39/EC の 4 条 (1) 項 (14) 号に定義された規制市場で取引される譲渡可能証券および短期金融証券
- (b)他の EU 加盟国の規制市場（定期的に開催され。認知され、公に開かれた市場）で取引される譲渡可能証券および短期金融証券
- (c)EU 加盟国以外の証券取引所上場証券、EU 加盟国以外の規制市場（定期的に開催され。認知され、公に開かれた市場）で取引される譲渡可能証券および短期金融証券。
- (d)新規発行の譲渡可能証券で 1 年以内に上場または規制市場（定期的に開催され。認知され、公に開かれた市場）での取引開始が予定されているもの。
- (e)本指令で認可された UCITS、または 1 条 2 項(a)号および(b)号の意味における集団投資スキームの持分。それは EU 加盟国内で設立されたかどうかを問わず一定の条件を満たすもの。
- (f)要求払い、または 1 年以内に満期となる預金。
- (g)金融デリバティブ（同様の現金決済取引を含む）。それは規制市場で取引されるもの、および店頭（OTC）取引で一定の条件を満たすもの。
- (h)2 条 1 項 o 号の短期金融証券（通常マネーマーケットで取引され、流動性があり、常時正確に計測できる価値を有するもの）であって、規制市場で取引されているもの以外の一定の条件を満たすもの。

【根拠法令等】

投資信託及び投資法人に関する法律

第二条 この法律において「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて**主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」という。）**に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

令和5年9月15日(金)より、投信協会ホームページにて投資信託財産への未上場株式の組み入れに関する規則改正の意見募集が開始しています。

<パブリックコメントの概要>

- ・開始日時:令和5年9月15日(金)
- ・終了日時:令和5年10月16日(月)(午後5時)
- ・改正の経緯:
 - 新しい資本主義実行計画に基づく「フォローアップ」および市場制度ワーキング・グループの提言を踏まえ、スタートアップ等の非上場企業への円滑な資金供給や投資家への多様な投資機会の提供を促進する規制枠組みの整備
- ・主な改正の内容:
 - 投資信託財産への未上場株式の組入れ比率、非上場株式の評価方法、未上場株式を間接保有する場合の監査等に関する規定の追加・修正
- ・今後の予定:
 - 令和5年12月開催予定の自主規制委員会・理事会において、規則等の一部改正を附議し、意見募集の結果を踏まえた適切な経過措置を検討予定

投資信託等において種類受益権等の発行を可能とする、私募投資信託について金銭信託原則の例外とする範囲を拡大するなど、ファンド・スキームの多様化を促進すること

投資信託等が発行する受益権等については、法令の定めにより、諸外国で一般的に利用されている信託報酬率や為替が異なるシェアクラスを発行することが禁止されている。また、基本的に金銭信託原則が公募投資信託と同様に私募投資信託にも課されている。このようなファンド・スキームの多様化を阻害する規制を見直し、投資対象資産や想定される顧客層などに応じた多様なスキームの商品を提供することを可能とすること。

【図表】



【根拠法令等】

投資信託及び投資法人に関する法律 (受益証券)

第六条 委託者指図型投資信託の受益権は、**均等に分割**し、その分割された受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。
(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止等)

第八条 **委託者指図型投資信託**（主として換価の容易な資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託であつて受益者の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）**は、金銭信託でなければならない。**

(投資主の責任及び権利等)

第七十七条 投資主の責任は、その有する投資口の引受価額を限度とする。

- 2 投資主は、その有する投資口につき次に掲げる権利その他この法律の規定により認められた権利を有する。
 - 一 金銭の分配を受ける権利
 - 二 残余財産の分配を受ける権利
 - 三 投資主総会における議決権
- 3 投資主に前項第一号及び第二号に掲げる権利の全部又は同項第三号に掲げる権利の全部若しくは一部を与えない旨の規約の定めは、その効力を有しない。

基準価額の一者計算を促進するため、投資信託協会における実務上の検討と併せ、受益者保護の水準を維持する観点から、マテリアリティ・ルールなどの業務の標準化を措置すること

現状、投資信託の基準価額は日々、投資信託委託会社と受託者である信託銀行の双方で計算され、照合されている。新規に投資信託委託業務に参入する事業者にとりコスト増要因となっていることに加え、既存の投資信託委託会社にとっても経営資源を自社のビジネスモデルに適した配分とすることを阻害する要因となっている。

受益者保護の水準を維持しつつ、投資信託に係る業務の効率化を図る観点から、マテリアリティ・ルールなどの業務の標準化を検討すること。

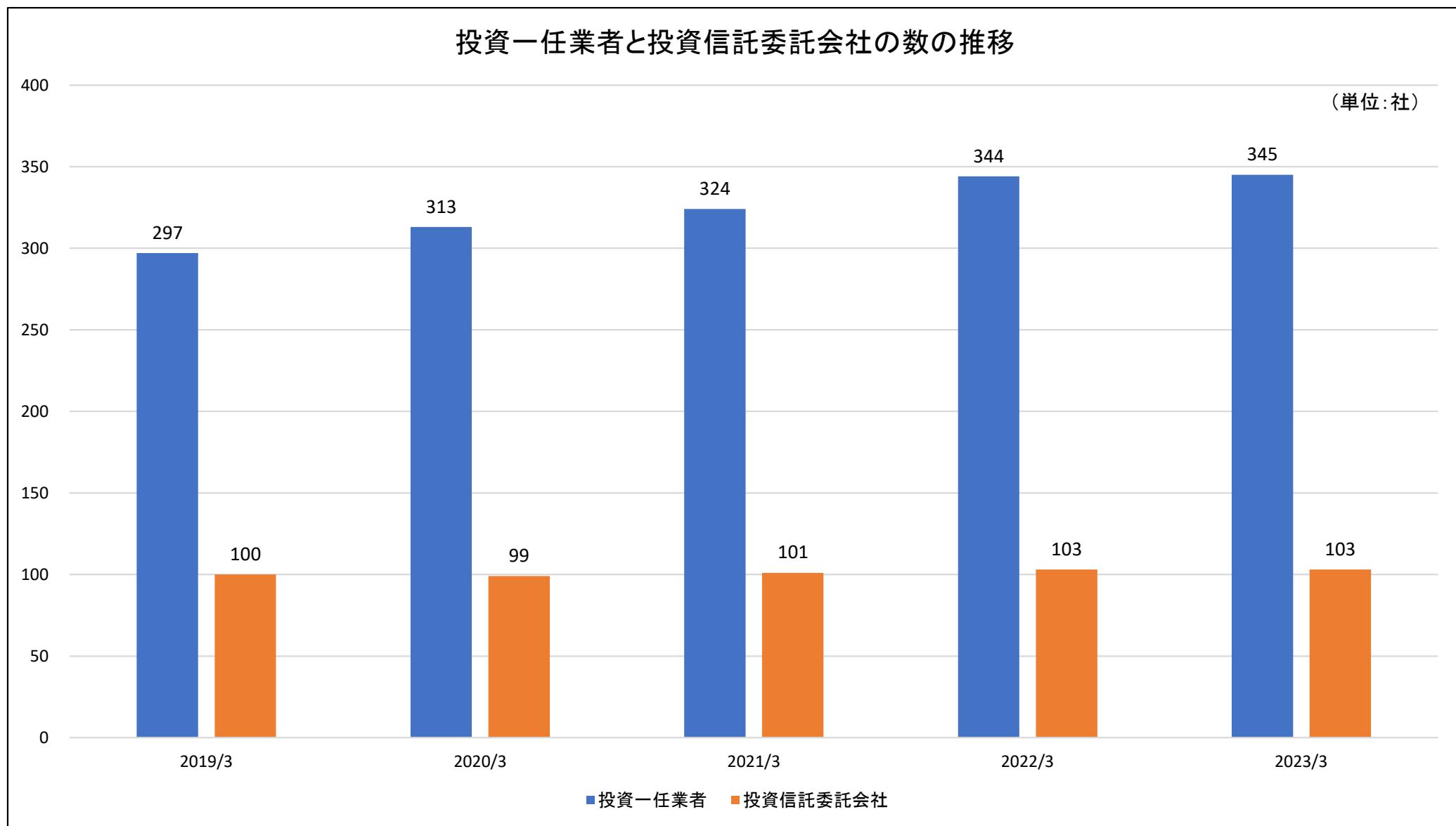
【マテリアリティポリシーの概要】

- イギリスやルクセンブルクなどでは、投資信託の基準価額の計算過誤に関して、基準価額の誤りが重大でない(Materialでない)場合は訂正を行わないことが認められている(マテリアリティ・ルール)。
- マテリアリティ・ルールの導入によって、閾値を適切な水準に抑え、かつ、信託財産の補填(ひいては顧客への賠償)の履行が確保される。また、間接的に投資信託の管理・運営コストを下げるにもつながるため、個人投資家にとってもメリットがある。

3. 資産運用の高度化と効率的な業務運営の実現

資産運用業等の改革

【図表】



一般社団法人日本投資顧問業協会「統計資料」(2023年3月)より投信協会作成。

基準価額算出に係る実務者検討会を設置し、一者計算については実務的な検討に取り組みます。

基準価額算出に係る実務者検討会について

・設置の背景:

- ・ 投資信託の基準価額計算においては、従前より二重計算方式が採られており、投資者間の公平性と受益者保護が確保されている一方で、投資家への追加的なコストや新規参入の障壁の問題が指摘されている。

・参加者:

- ・ 運用会社、信託銀行、証券会社、システムベンダー、公認会計士、金融庁、関係団体

・今後の予定:

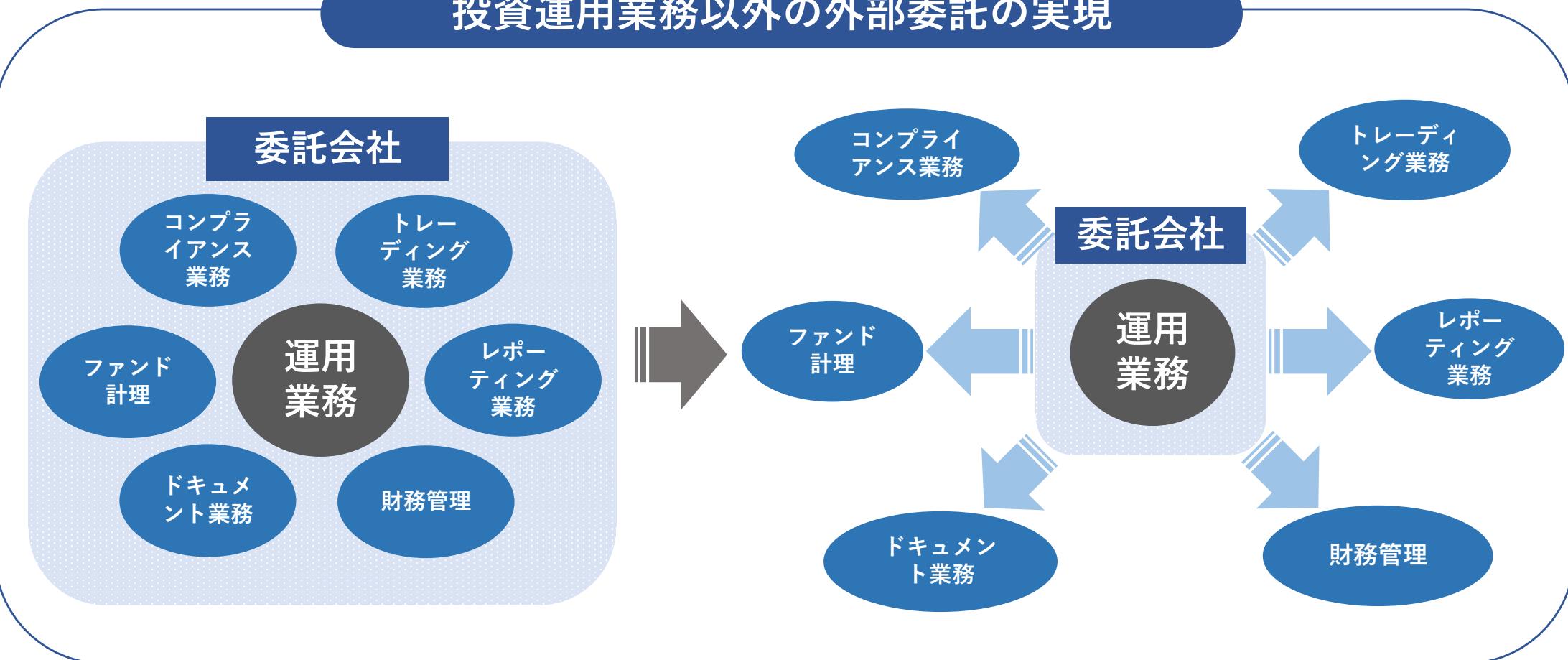
- ・ 受託者一者計算を導入した場合の実務上の問題など、投資信託に係る計理・情報連携などの効率化に向けた課題とその対応策を整理する。

資産運用業者について、投資運用業務以外の業務の外部委託を適切に行うこと可能とすること

投資信託委託会社が自らのビジネスモデルに則した社内態勢を構築し、経営資源を効率的、効果的に配分することが可能となるよう、基準価額の算出業務なども含め、投資運用業務以外の業務を外部委託することについても、受益者保護の観点も踏まえつつ、適切に制度を整備すること。

【図表】

投資運用業務以外の外部委託の実現



【根拠法令等】

投資信託及び投資法人に関する法律

(運用の指図に係る権限の委託)

第十二条 投資信託委託会社は、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、当該指図に係る権限の全部を、第二条第一項に規定する政令で定める者その他
の者に対し、委託してはならない。

2 投資信託委託会社がその運用の指図を行う特定の投資信託財産について、当該指図に係る権限の全部又は一部を委託した場合における前三条の規定の適用については、
これらの規定中「投資信託委託会社」とあるのは、「投資信託委託会社（当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一
項に規定する政令で定める者を含む。）」とする。

信託業法

(信託業務の委託)

第二十二条 信託会社は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、その受託する信託財産について、信託業務の一部を第三者に委託することができる。

一 信託業務の一部を委託すること及びその信託業務の委託先（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）が信託行為において明らかにされ
ていること。

二 委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること。

2 信託会社が信託業務を委託した場合における第二十八条及び第二十九条（第三項を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る第七章の規定の適用については、これらの
規定中「信託会社」とあるのは、「信託会社（当該信託会社から委託を受けた者を含む。）」とする。

3 前二項の規定（第一項第二号を除く。）は、次に掲げる業務を委託する場合には、適用しない。

一 信託財産の保存行為に係る業務

二 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務

三 前二号のいずれにも該当しない業務であって、受益者の保護に支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるもの

(信託業務の委託に係る信託会社の責任)

第二十三条 信託会社は、信託業務の委託先が委託を受けて行う業務につき受益者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、信託会社が委託先の選任につき相当の注意
をし、かつ、委託先が委託を受けて行う業務につき受益者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

2 信託会社が信託業務を次に掲げる第三者（第一号又は第二号にあっては、株式の所有関係又は人的関係において、委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者
に該当し、かつ、受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者に該当しない者に限る。）に委託したときは、前項の規定は、適用しない。ただし、信託会社が、
当該委託先が不適任若しくは不誠実であること又は当該委託先が委託された信託業務を的確に遂行していないことを知りながら、その旨の受益者（信託管理人又は受益者
代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。第三号、第二十九条の三及び第五十一条第一項第五号において同じ。）に対する通知、当
該委託先への委託の解除その他の必要な措置をとることを怠ったときは、この限りでない。

一 信託行為において指名された第三者

二 信託行為において信託会社が委託者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

三 信託行為において信託会社が受益者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

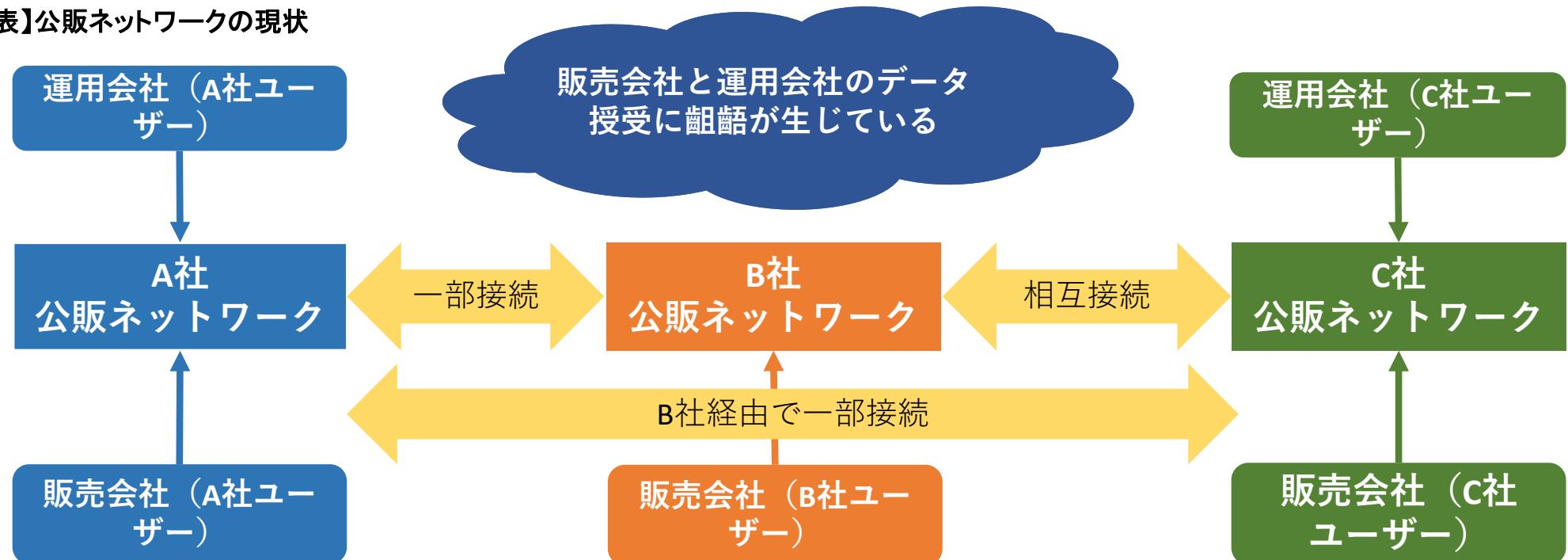
投資信託の設定、解約等のデータの集中管理機関を創設すること

投資信託委託会社と証券会社、登録金融機関との間では、投資信託の日々の設定、解約、分配金単価などのデータを公販ネットワークを通じて情報連携している。しかしながら資産運用業高度化プログレスレポート2023においても指摘された通り、「投資信託委託会社と販売会社が、システムベンダー各社が提供する公販ネットワークを跨いで情報連携を行う場合、特定の公販ネットワーク間では一部データの相互接続(互換性)が確保されていない。」ことによる業務上の非効率が発生している。

この状況について、投資信託協会としても、システムベンダーへの改善に関する働きかけを行うなどの活動を行ってきたところであるが、民間事業者の努力のみに依拠した取り組みでは、コスト負担の問題などを解決することは困難である。

投資信託委託会社と証券会社や登録金融機関との間の日々の情報連携において発生している業務上の非効率を解消するため、データの集中管理機関を業界横断的に設けることが重要であり、資産運用業界を中心に広く関係する主体が協力して実現に向けて協議することが必要である。

【図表】公販ネットワークの現状



投資信託協会としては、以上の事項に加え、以下に掲げる事項その他についても改正、改善について検討して頂きたいと考えております。

- ・ 大量保有報告制度における特例事業者に係る規定の改善
- ・ 投資信託に係る募集要件等の見直し
- ・ 投資勧誘に係る規制の見直し
- ・ 法定期示制度の改善
- ・ 投資信託委託会社に課されている当局への各種届出事項の見直し
- ・ 書面決議手続き等を書面と電子的方法の選択制とすること
- ・ 投資法人制度を活用し日本版UCITSを組成することを可能とするための手当て
- ・ 投資信託約款の記載事項を見直し適正化するための手当て
- ・ 投資対象資産、私募・公募の別などを踏まえたより適切な商品供給を可能とするための投資信託に課されている各種規制を見直し

その他